

表 面

<u>身 分 証 明 書</u> 第 _____ 号	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"><p style="text-align: center;">写 真</p><div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">契印</div></div>	官 職 _____
	氏 名 _____
	生年月日 _____
<p>上記の者は、債権管理回収業に関する特別措置法第22条第1項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p>	
交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効)	
法務省大臣官房司法法制部長	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>	

裏 面

<h3>注 意 事 項</h3>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</li><li>2. この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。</li><li>3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。</li><li>4. 新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。</li><li>5. 官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。</li></ol>

注 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番（64×91mm）とすること。